

兵庫県公報

令和元年7月30日 火曜日 第27号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ○ 昭和43年兵庫県告示第1189号（民生委員・児童委員の定数等）の一部改正（社会福祉課） | 1 |
| ○ 有害興行の指定（青少年課） | 4 |
| ○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課） | 5 |
| ○ 同 上（同） | 5 |
| ○ 県営土地改良事業の工事の完了（同） | 6 |
| ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課） | 6 |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課） | 6 |
| ○ 同 上（同） | 6 |
| ○ 公共測量が終了した旨の通知（同） | 7 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） | 7 |
| ○ 車両制限令に基づく道路の指定（同） | 7 |
| ○ 姫路港港湾計画の変更（港湾課） | 8 |
| ○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課） | 12 |
| ○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同） | 12 |
| 公 告 | |
| ○ 入札公告（広報戦略課） | 13 |
| ○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課） | 14 |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（同） | 15 |
| ○ 落札者等の公示（管理課） | 17 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局） | 18 |

告 示

兵庫県告示第256号

昭和43年兵庫県告示第1189号（民生委員・児童委員の定数等）の一部を次のように改正し、令和元年12月1日から施行する。

令和元年7月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1から3までを次のように改める。

1 区域担当民生委員・児童委員の定数

| 市名 | 定数 | 町名 | 定数 |
|------|-----|------|----|
| 洲本市 | 127 | 川辺郡 | |
| 芦屋市 | 111 | 猪名川町 | 60 |
| 伊丹市 | 251 | 多可郡 | |
| 相生市 | 64 | 多可町 | 61 |
| 豊岡市 | 210 | 加古郡 | |
| 加古川市 | 409 | 稲美町 | 58 |
| 赤穂市 | 106 | 播磨町 | 63 |
| 西脇市 | 88 | 神崎郡 | |
| 宝塚市 | 294 | 市川町 | 34 |

| | | | |
|-------|-------|------|----------|
| 三木市 | 165 | 福崎町 | 50 |
| 高砂市 | 166 | 神河町 | 36 |
| 川西市 | 241 | 揖保郡 | |
| 小野市 | 102 | 太子町 | 52 |
| 三田市 | 218 | 赤穂郡 | |
| 加西市 | 116 | 上郡町 | 46 |
| 丹波篠山市 | 132 | 佐用郡 | |
| 養父市 | 104 | 佐用町 | 66 |
| 丹波市 | 183 | 美方郡 | |
| 南あわじ市 | 149 | 香美町 | 57 |
| 朝来市 | 132 | 新温泉町 | 49 |
| 淡路市 | 162 | | |
| 宍粟市 | 125 | | |
| 加東市 | 97 | | |
| たつの市 | 160 | | |
| 市部計 | 3,912 | 郡部計 | 632 |
| | | | 総計 4,544 |

2 主任児童委員の定数

| 市 名 | 定 数 | 町 名 | 定 数 |
|-------|-----|------|--------|
| 洲本市 | 5 | 川辺郡 | |
| 芦屋市 | 6 | 猪名川町 | 3 |
| 伊丹市 | 9 | 多可郡 | |
| 相生市 | 3 | 多可町 | 6 |
| 豊岡市 | 13 | 加古郡 | |
| 加古川市 | 22 | 稲美町 | 5 |
| 赤穂市 | 5 | 播磨町 | 4 |
| 西脇市 | 5 | 神崎郡 | |
| 宝塚市 | 19 | 市川町 | 2 |
| 三木市 | 11 | 福崎町 | 3 |
| 高砂市 | 9 | 神河町 | 2 |
| 川西市 | 16 | 揖保郡 | |
| 小野市 | 7 | 太子町 | 3 |
| 三田市 | 10 | 赤穂郡 | |
| 加西市 | 4 | 上郡町 | 3 |
| 丹波篠山市 | 6 | 佐用郡 | |
| 養父市 | 8 | 佐用町 | 4 |
| 丹波市 | 13 | 美方郡 | |
| 南あわじ市 | 9 | 香美町 | 6 |
| 朝来市 | 9 | 新温泉町 | 4 |
| 淡路市 | 11 | | |
| 宍粟市 | 9 | | |
| 加東市 | 7 | | |
| たつの市 | 10 | | |
| 市部計 | 226 | 郡部計 | 45 |
| | | | 総計 271 |

3 民生委員協議会を組織する区域

| 市名 | 民生委員協議会名 | 区域 |
|------|----------|---|
| 洲本市 | 洲本地区 | 洲本第一校区 洲本第二校区 洲本第三校区 加茂校区 大野校区 由良校区 中川原校区 安乎校区 広田校区の一部 |
| | 五色地区 | 都志校区 鮎原校区 広石校区 鳥飼校区 堺校区 |
| 伊丹市 | 北部地区 | 天神川校区 桜台校区 花里校区 瑞穂校区 緑ヶ丘校区 稲野校区の一部 伊丹校区の一部 |
| | 南部地区 | 昆陽里校区 摂陽校区 鈴原校区 笹原校区 南校区 有岡校区 神津校区 稲野校区の一部 伊丹校区の一部 |
| 豊岡市 | 豊岡 | 豊岡校区 八条校区 三江校区 田鶴野校区 五荘校区 新田校区 中筋校区 奈佐校区 港東校区 港西校区 神美校区 |
| | 城崎 | 城崎校区 |
| | 竹野 | 竹野南校区 中竹野校区 竹野校区 |
| | 日高 | 府中校区 八代校区 日高校区 静修校区 三方校区 清滝校区 西気校区 |
| | 出石 | 弘道校区 福住校区 寺坂校区 小坂校区 小野校区 |
| | 但東 | 資母校区 合橋校区 高橋校区 |
| 加古川市 | 加古川 | 加古川校区 鳩里校区 |
| | 氷丘 | 氷丘校区 氷丘南校区 |
| | 加古川北 | 神野校区 陵北校区 八幡校区 |
| | 野口 | 野口校区 野口北校区 野口南校区 |
| | 平岡 | 平岡校区 平岡南校区 平岡東校区 平岡北校区 |
| | 浜の宮 | 尾上校区 浜の宮校区 若宮校区 別府校区 |
| | 両荘 | 平荘校区 上荘校区 |
| | 加古川西 | 東神吉校区 東神吉南校区 西神吉校区 川西校区 |
| | 志方 | 志方校区 志方東校区 志方西校区 |
| 西脇市 | 西脇 | 西脇校区 日野校区 重春校区 比延校区 双葉校区 芳田校区 |
| | 黒田庄 | 楠丘校区 桜丘校区 |
| 宝塚市 | 第1地区 | 仁川校区 高司校区 良元校区 未成校区 光明校区 |
| | 第2地区 | 宝塚第一校区 逆瀬台校区 未広校区 西山校区 |
| | 第3校区 | 宝塚校区 すみれヶ丘校区 売布校区 |
| | 第4校区 | 安倉校区 安倉北校区 小浜校区 美座校区 |
| | 第5校区 | 長尾校区 長尾南校区 丸橋校区 |
| | 第6校区 | 中山五月台校区 中山桜台校区 山手台校区 長尾台校区 |
| | 第7校区 | 西谷校区 |
| 三木市 | 三木 | 三樹校区 平田校区 三木校区 別所校区 志染校区 口吉川校区 豊地校区 瑞穂校区 緑が丘校区 緑が丘東校区 自由が丘校区 自由が丘東校区 広野校区 |
| | 吉川 | 東吉川校区 中吉川南校区 上吉川校区 みなぎ台校区 |
| 川西市 | 中央 | 川西校区 桜が丘校区 川西北校区 |
| | 南 | 加茂校区 加茂西校区 久代校区 |
| | 多田 | 多田校区 多田東校区 明峰校区 |
| | 多田西 | 緑台校区 陽明校区 清和台校区 清和台南校区 けやき坂校区 |
| | 東谷 | 東谷校区 北陵校区 牧の台校区 |

| | | |
|-------|------|--|
| 養父市 | 八鹿 | 八鹿校区 小佐校区 高柳校区 伊佐校区 宿南校区 |
| | 養父 | 養父校区 広谷校区 浅野校区 三谷校区 建屋校区 |
| | 大屋 | 口大屋校区 大屋校区 南谷校区 西谷校区 |
| | 関宮 | 関宮校区 大谷校区 出合校区 熊次校区 |
| 丹波市 | 柏原 | 崇広校区 新井校区 |
| | 氷上 | 中央校区 東校区 西校区 南校区 北校区 |
| | 青垣 | 佐治校区 芦田校区 神楽校区 遠阪校区 |
| | 春日 | 黒井校区 春日部校区 大路校区 進修校区 船城校区 |
| | 山南 | 上久下校区 久下校区 小川校区 和田校区 |
| | 市島 | 竹田校区 前山校区 吉見校区 鴨庄校区 美和校区 |
| 南あわじ市 | 緑 | 広田校区 倭文校区 |
| | 西淡 | 松帆校区 湊校区 津井校区 丸山校区 阿那賀校区 伊加利校区 志知校区 |
| | 三原 | 榎列校区 八木校区 市校区 神代校区 志知校区 |
| | 南淡 | 福良校区 賀集校区 北阿万校区 阿万校区 灘校区 沼島校区 |
| 朝来市 | 生野 | 生野校区 栃原校区 奥銀谷校区 |
| | 和田山 | 糸井校区 大蔵校区 枚田校区 東河校区 竹田校区 |
| | 山東 | 梁瀬校区 栗鹿校区 与布土校区 |
| | 朝来 | 中川校区 山口校区 |
| 淡路市 | 津名 | 塩田校区 志筑校区 中田校区 生穂第一校区 生穂第二校区 佐野校区 大町校区 |
| | 北淡 | 仁井校区 野島校区 富島校区 浅野校区 育波校区 生田校区 室津校区 |
| | 一宮 | 尾崎校区 郡家校区 多賀校区 江井校区 柳沢校区 山田校区 |
| | 岩屋 | 石屋校区 |
| | 東浦 | 釜口校区 学習校区 浦校区 |
| 宍粟市 | 山崎 | 山崎校区 城下校区 戸原校区 河東校区 神野校区 伊水校区 都多校区 土万校区 菅野校区 |
| | 一宮 | 神戸校区 染河内校区 下三方校区 三方校区 繁盛校区 |
| | 波賀 | 波賀校区 野原校区 道谷校区 |
| | 千種 | 南校区 北校区 東校区 |
| 加東市 | 社地区 | 社校区 福田校区 米田校区 三草校区 鴨川校区 |
| | 滝野地区 | 滝野東校区 滝野南校区 |
| | 東条地区 | 東条西校区 東条東校区 |
| たつの市 | 龍野 | 龍野校区 小宅校区 揖西東校区 揖西西校区 揖保校区 誉田校区 神岡校区 |
| | 揖保川 | 半田校区 神部校区 河内校区 |
| | 新宮 | 西栗栖校区 播磨高原校区 東栗栖校区 香島校区 新宮校区 越部校区 |
| | 御津 | 御津校区 室津校区 |

その他の市町においては、管内を1地区とする。



兵庫県告示第257号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和元年 7 月 30 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| | | |
|------|--|---------|
| 指定理由 | 著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。 | |
| 種 別 | 名 称 | 制作・配給会社 |
| 映 画 | 未亡人下宿？エピソード3 裏口も空いてます | オーピー映画 |
| 同 | 爛れた関係 猫股のオンナ | オーピー映画 |
| 同 | 憂なき男たちよ 快樂に浸かるがいい。 | 新日本映像 |
| 同 | 淫獣捜査 夫婦暴行魔を追え！ | 新東宝映画 |
| 同 | 悶絶劇場 あえぎの群れ | オーピー映画 |
| 同 | C L I M A X クライマックス (原題) C L I M A X | キノフィルムズ |



兵庫県告示第258号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和元年7月19日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和元年 7 月 30 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事 業 名 | 地 区 名 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|------------|-------|-----------------------------------|-------|
| 農村地域防災減災事業 | 湯船池地区 | 令和元年 7 月 30 日から 同 年 8 月 19 日まで | 宍粟市役所 |



兵庫県告示第259号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和元年7月19日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和元年 7 月 30 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| | | | |
|------------|--------|---------------------------|--------|
| 事 業 名 | 地 区 名 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
| 農村地域防災減災事業 | 小神新池地区 | 令和元年7月30日から 同 年8月19日まで | たつの市役所 |



兵庫県告示第260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和元年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事 業 名 | 地区名 (工区名) | 地 域 名 | 工事着手 年 月 日 | 工事完了 年 月 日 | 備考 (事業内容) |
|-------------|--------------|----------------|---------------|---------------|--------------|
| 地域ため池総合整備事業 | 生子上 | 南あわじ市賀集生子 | 平成22.10.1 | 平成31.3.26 | |
| 同 上 | 櫛田 | 同 市松帆櫛田 | 平成25.9.27 | 平成30.2.13 | |
| 農村地域防災減災事業 | 中野地区 | 美方郡香美町香住区中野、小原 | 平成28.3.31 | 平成30.11.6 | |



兵庫県告示第261号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和元年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域
平成28年兵庫県告示第604号により指定した区域（川西市東多田3丁目275番の一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称
テトラクロロエチレン、六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）



兵庫県告示第262号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成31年4月19日から令和元年5月31日まで
- 3 作業地域
淡路市尾崎地内



兵庫県告示第263号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年 7 月 16 日から同年 9 月 23 日まで
- 3 作業地域
淡路市大町畑地内



兵庫県告示第264号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、雲井通5丁目再開発株式会社代表取締役から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年 7 月 30 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成31年 4 月 3 日から令和元年 6 月 28 日まで
- 3 作業地域
神戸市中央区雲井通五丁目地内



兵庫県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年 7 月 30 日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年 7 月 30 日から 2 週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年 7 月 30 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|---------------|------------------------------------|----|-----------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 辻 福 田 線 | 豊岡市野垣字岡田50番2から 同 市野垣字宮ノ下225番1まで | 旧 | 4.0から 10.0まで | 70.0 | |
| | | 新 | 9.0から 12.0まで | 70.0 | |



兵庫県告示第266号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次の道路を指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和元年 7 月 30 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する道路の路線名及び区間

| 路 線 名 | 区 間 |
|-------|-----|
| | |

| | |
|-------------------|--|
| 国道 2 5 0 号 | 明石市二見町西二見字観音1746番2から 加古郡播磨町西野添2丁目80番まで |
| 国道 2 5 0 号 | 姫路市飾磨区中島字流田1139番29から 同 市網干区浜田77番1まで |
| 県道 高 砂 北 条 線 | 高砂市荒井町紙町550番9から 同 市東神吉町西井ノ口字谷田284番1まで |
| 県道 二 見 港 土 山 線 | 明石市二見町西二見字観音1746番2から 同 市魚住町清水字井桶田2148番1まで |
| 県道 本 庄 平 岡 線 | 加古郡播磨町本庄1丁目19番1から 同 郡同 町西野添2丁目80番まで |
| 県道 東 播 磨 港 線 | 加古郡播磨町新島12番1から 同 郡同 町本庄1丁目19番1まで |
| 県道 姫 路 木 材 港 線 | 姫路市網干区浜田字下天保新田1207番15から 同 市網干区浜田字東用坪77番1まで |
| 県道 飾 磨 港 線 | 姫路市飾磨区中島字大森新田3048番28から 同 市飾磨区中島字流田1139番29まで |
| 県道 志 染 土 山 線 | 明石市魚住町清水字鳥喰下2440番1から 同 市魚住町清水字井桶田2148番1まで |

2 指定する期日

令和元年7月31日

3 通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、1の径間の1の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。



兵庫県告示第267号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により定めた姫路港港湾計画を次のとおり変更した。

令和元年7月30日

姫路港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

1 姫路港港湾計画の変更の概要

平成6年兵庫県告示第509号によりその概要を告示した姫路港港湾計画について、令和10年代半ばにおける取扱貨物量を3,893万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

ア 航路

| 地区名 | 名 称 | 水 深 (メートル) | 幅 員 (メートル) |
|-----|------|---------------|---------------|
| 広 畑 | 広畑航路 | 17 | 400（うち350既設） |

イ 泊地

| 地区名 | 水 深 (メートル) | 面 積 (ヘクタール) |
|-----|---------------|----------------|
| 広 畑 | 14 | 1 |

ウ 航路・泊地

| 地区名 | 水 深 (メートル) | 面 積 (ヘクタール) |
|-----|---------------|----------------|
| 中 島 | 9 | 3 |
| 広 畑 | 17 | 13 |
| 広 畑 | 14 | 59 |
| 広 畑 | 9.5 | |

(2) 外郭施設計画

ア 防波堤

| 地区名 | 名 称 | 延 長 (メートル) |
|-----|------|---------------|
| 的 形 | 防波堤 | 266 |
| 飾 磨 | 防波堤 | 200 |
| 浜 田 | 西防波堤 | 250 |

イ 防砂堤

| 地区名 | 名 称 | 延 長 (メートル) |
|------|-----|---------------|
| 妻鹿日田 | 防砂堤 | 600 |

(3) 係留施設計画

| 地区名 | 水 深 (メートル) | 延長又は基数 | 用 途 |
|-----|---------------|--------------------------|-------|
| 中 島 | 9 | 200メートル | 一般貨物 |
| 須 加 | 3.5 | 182メートル | 一般貨物 |
| 須 加 | 4.5 | 85メートル | フェリー |
| 須 加 | 小型栈橋 | 3基 | 小型旅客船 |
| 広 畑 | 14 | 520メートル (うち280メートル既設) | 一般貨物 |
| 広 畑 | 7.5 | 300メートル | 一般貨物 |
| 網 干 | 5.5 | 110メートル | 一般貨物 |

(4) 臨港交通施設計画

| 名 称 | 起 点 | 終 点 | 車線数 |
|-----|-----|-----|-----|
| | | | |

| | | | |
|---------|----------|-------------|-----|
| 福泊港線 | 福泊船だまり | 市道的形32号線 | 1 |
| 広畑線 | 広畑地区公共埠頭 | 市道広畑60号線 | 2～4 |
| 吉美線 | 臨港道路広畑線 | 市道幹37号線 | 2 |
| 網干沖線 | 臨港道路網干線 | 臨港道路広畑線 | 2～4 |
| 網干沖南1号線 | 網干沖地区緑地 | 臨港道路網干沖線 | 2 |
| 網干沖南2号線 | 網干沖地区緑地 | 臨港道路網干沖南1号線 | 2 |

(5) 港湾環境整備施設計画

ア 海浜

| 地区名 | 延長 (メートル) |
|-----|--------------|
| 大 塩 | 1,150 |
| 浜 田 | 1,500 |

イ 緑地

| 地区名 | 面積 (ヘクタール) |
|-----|---------------|
| 飾 磨 | 1 |
| 網干沖 | 19 |
| 中 島 | 7 (うち2既設) |

ウ 自然再生

| 名 称 | 内 容 |
|---------------|---------------------------------|
| 自然的環境を整保全する区域 | 福泊地区、的形地区において、自然的環境を保全する区域を設定する |

(6) 土地造成及び土地利用計画

ア 土地造成計画

(単位：ヘクタール)

| 用途 地区名 | 埠 頭 地 用 地 | 工 業 地 用 地 | 交 通 機 能 地 用 地 | 緑 地 | 海 面 分 地 用 地 |
|-----------|--------------|--------------|------------------|----------|----------------|
| 福 泊 | (1) 1 | | | | |
| 広 畑 | (6) 6 | (28) 28 | | | |
| 網 干 | | (1) 1 | | | |
| 網干沖 | | (23) 23 | (2) 2 | (2) 2 | (34) 34 |
| 浜 田 | (3) 3 | (18) 18 | | | |

()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数

イ 土地利用計画

(単位：ヘクタール)

| 用途 地区名 | 埠頭地 | 港湾 関連地 | 交流 厚生地 | 工業 用地 | 都市 機能地 | 交通 機能地 | 緑地 | 海面 処分 用地 |
|-----------|------------|------------|------------|--------------|-----------|-----------|------------|----------------|
| 大塩 | (1) 1 | | (67) 67 | | | (1) 1 | | |
| 福泊 | (1) 1 | (1) 1 | (1) 1 | | | (1) 1 | | |
| 妻鹿 日田 | | | | (186) 186 | 10 | | 1 | |
| 妻鹿 | | | | (71) 71 | | | 8 | |
| 中島 | (16) 16 | (11) 11 | | (210) 210 | | (7) 9 | (7) 7 | |
| 飾磨 | | (7) 7 | (3) 3 | (46) 46 | | (3) 3 | (2) 2 | |
| 須加 | (43) 43 | (11) 11 | (1) 1 | | | (3) 3 | (2) 2 | |
| 入船 | (11) 11 | (4) 4 | | (67) 67 | | (1) 1 | | |
| 広畑 | (15) 15 | | | (622) 622 | | (8) 8 | (1) 1 | |
| 吉美 | (2) 2 | | | (86) 86 | | (2) 2 | | |
| 網干 | (4) 4 | | | (92) 92 | | | (8) 8 | |
| 網干沖 | (2) 2 | | | (34) 34 | 60 | (8) 8 | (22) 22 | (34) 34 |
| 浜田 | (9) 9 | (16) 16 | | (111) 111 | | (3) 3 | | |
| 荻屋 | (1) 1 | | | | | | | |

()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数

(7) その他の計画

ア 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

| 地区名 | 港湾施設 |
|-----|---|
| 広畑 | 広畑航路 水深17メートル、航路・泊地 水深17メートル、航路・泊地 水深14メートル、泊地 水深14メートル、岸壁 水深14メートル 2バース、臨港道路 広畑線、臨港道路網干沖線 |

イ 船舶の物資補給等のための施設

| 地区名 | 港湾施設 |
|-----|-------------------|
| 須加 | 岸壁 水深7.5メートル 3バース |

ウ 橋梁の桁下空間

| 橋梁名(仮称) | 桁下空間 |
|---------------------|---------------------------------------|
| 吉美大橋 (臨港道路 網干沖線) | 中央部 幅 220メートル 高さ N.H.H.W.L.+30メートル |

(備考) N.H.H.W.L.は略最高高潮面であり、D.L.+1.85メートルとする。

2 変更後の港湾計画の縦覧場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県土整備部土木局港湾課



兵庫県告示第268号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和元年7月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 市町の名称 | 都市計画の種類 | 都市計画の名称 |
|-------|-----------------------|--------------------|
| 神戸市 | 神戸国際港都建設計画第一種市街地再開発事業 | 垂水中央東地区第一種市街地再開発事業 |
| 同市 | 神戸国際港都建設計画地区計画 | 垂水中央東地区地区計画 |
| 加西市 | 東播都市計画地区計画 | 加西インター産業団地地区地区計画 |
| たつの市 | 中播都市計画伝統的建造物群保存地区 | たつの市龍野伝統的建造物群保存地区 |
| 同市 | 中播都市計画地区計画 | 柳森工業団地地区計画 |



兵庫県告示第269号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和元年7月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 市町の名称 | 都市計画の種類 | 都市計画の名称 |
|-------|----------------|--------------------|
| 神戸市 | 神戸国際港都建設計画臨港地区 | 神戸港臨港地区 |
| 同市 | 神戸国際港都建設計画地区計画 | 鈴蘭台駅前地区地区計画 |
| 西宮市 | 阪神間都市計画公園 | 4. 4. 302号西宮中央運動公園 |
| 尼崎市 | 阪神間都市計画公園 | 3. 3. 412号神崎公園 |
| 高砂市 | 東播都市計画下水道 | 高砂市公共下水道 |
| 稲美町 | 東播都市計画公園 | 5. 5. 451号稲美中央公園 |
| 小野市 | 東播都市計画用途地域 | |
| 同市 | 東播都市計画地区計画 | 中島町南地区地区計画 |
| 加西市 | 東播都市計画下水道 | 加西市公共下水道 |
| 赤穂市 | 西播都市計画用途地域 | |

公 告

入札公告

インターネットを活用した県広報媒体等効果測定調査に関する業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

令和元年7月30日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容**(1) 業務件名**

インターネットを活用した県広報媒体等効果測定調査に関する業務

(2) 仕様

入札説明書による

(3) 履行期間

令和元年9月1日（日）から令和2年3月31日（火）まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で下記3(3)の入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部広報戦略課広報戦略班 担当 高見

電話 (078) 362-9030

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和元年7月30日（火）から同年8月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和元年8月20日（火）午前11時 兵庫県第2号館4階記者会見室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和元年8月19日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年8月19日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を令和元年8月9日（金）午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の日時及び場所に到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約が契約締結予定日まであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

~~~~~

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成19年兵庫県告示第1064号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年7月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案  
河内(8)Ⅱ(135000037)の項中別図37を次の図面のとおりに改める。  
(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間  
令和元年8月7日(水)から同月21日(水)まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び市川町役場建設課
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所  
〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4
  - (3) 提出期限  
令和元年8月21日(水)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年10月21日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年7月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                   | 指 定 の 区 域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 河内(1)Ⅱ<br>(135000031) | 神崎郡市川町下牛尾(別図1のとおりに) | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおりに                      |
| 河内(4)Ⅰ<br>(135000032) | 神崎郡市川町下牛尾(別図2のとおりに) | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおりに                      |
| 河内(3)Ⅱ<br>(135000033) | 神崎郡市川町下牛尾(別図3のとおりに) | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおりに                      |
| 河内(4)Ⅱ<br>(135000034) | 神崎郡市川町下牛尾(別図4のとおりに) | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおりに                      |
| 河内(2)Ⅰ<br>(135000035) | 神崎郡市川町下牛尾(別図5のとおりに) | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおりに                      |
| 河内(6)Ⅱ<br>(135000036) | 神崎郡市川町下牛尾(別図6のとおりに) | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおりに                      |
| 河内(8)Ⅱ<br>(135000037) | 神崎郡市川町下牛尾(別図7のとおりに) | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおりに                      |

|                          |                         |         |          |
|--------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 河内(5) I<br>(135000038)   | 神崎郡市川町下牛尾(別図8<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり  |
| 河内(1) I<br>(135000039)   | 神崎郡市川町下牛尾(別図9<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり  |
| 河内(9) II<br>(135000040)  | 神崎郡市川町下牛尾(別図10<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 河内(3) I<br>(135000041)   | 神崎郡市川町下牛尾(別図11<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 河内(1) III<br>(135000042) | 神崎郡市川町下牛尾(別図12<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 河内(2) III<br>(135000043) | 神崎郡市川町下牛尾(別図13<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 忍辱III<br>(135000046)     | 神崎郡市川町下牛尾(別図14<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 河内(1) III<br>(135000071) | 神崎郡市川町下牛尾(別図15<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 河内(2) III<br>(135000072) | 神崎郡市川町下牛尾(別図16<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 市場(1) II<br>(135000073)  | 神崎郡市川町下牛尾(別図17<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 市場(2) II<br>(135000074)  | 神崎郡市川町下牛尾(別図18<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 市場(3) II<br>(135000075)  | 神崎郡市川町下牛尾(別図19<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 忍辱(3) I<br>(135000076)   | 神崎郡市川町下牛尾(別図20<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 忍辱(4) I<br>(135000077)   | 神崎郡市川町下牛尾(別図21<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 下岡(2) I<br>(135000078)   | 神崎郡市川町下牛尾(別図22<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 下岡(1) I<br>(135000079)   | 神崎郡市川町下牛尾(別図23<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 忍辱(1) I<br>(135000080)   | 神崎郡市川町下牛尾(別図24<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 忍辱(2) I<br>(135000081)   | 神崎郡市川町下牛尾(別図25<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 古屋敷山 I<br>(235000022)    | 神崎郡市川町下牛尾(別図26<br>のとおり) | 土石流     | 別図26のとおり |
| 上川内谷 II<br>(235000024)   | 神崎郡市川町下牛尾(別図27<br>のとおり) | 土石流     | 別図27のとおり |



キヤノンメディカルシステムズ株式会社 姫路営業所 姫路市飾磨区三宅1-194-2

- 5 落札金額  
72,100,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和元年5月21日



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年7月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町古宮一丁目399番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪市北区大淀中一丁目1番30号  
積和不動産関西株式会社 代表取締役 北田 康
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成30年12月27日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-26号（30播磨）